

仙塩広域都市計画都市再生特別地区（仙台市決定）

| 種類 | 面積 | 建築物 その他の工 作物の誘 導すべき 用途 | 建築物 の容積 率の最 高限度 | 建築物 の容積 率の最 低限度 | 建築物 の建蔽 率の最 高限度 (※1) | 建築物 の建築 面積の 最低限 度 | 建築物 の高さ の最高 限度 | 壁面の位置の制限 | 備考 |
|--|------------|------------------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------------------|---|---------------------------|--|----|
| 都市再生 特別地区 (一番町 三丁目南 地区) | 約 0.6ha | — | 105/10 | 60/10 | 7/10 | 1,000 ㎡ | 高層部 100m 低層部 30m | 2m 3m 5.5m ただし、5.5mとす る部分における高層 部の建築物のうち、 建築物の柱及び高さ が8m以上の建築物 の部分については、 適用しない。 | |
| 都市再生 特別地区 (中央一 丁目広瀬 通地区) | 約 0.5ha | — | 110/10 | 60/10 | 7/10 | 1,000 ㎡ | 100m | 2m 6m 10m ただし、6m及び 10mとする部分にお ける建築物のうち、 柱並びに公共用歩廊 及びこれに附属する エレベーター、エス カレーターその他の 昇降機の部分につい ては、適用しない。 | |
| 都市再生 特別地区 (中央四 丁目東二 番丁通地 区) | 約 0.5ha | — | 118/10 | 60/10 | 7/10 | 1,000 ㎡ | 90m | 1.5m 2m 6m 8m ただし、6m及び8m とする部分における 建築物のうち、建築 物の柱及び高さが 3.6m以上の建築物 の部分については、 適用しない。 | |
| 都市再生 特別地区 (一番町 三丁目七 番地区) | 約 1.8ha | — | 120/10 (※2) | 60/10 | 7/10 | 150㎡ た だ し、平屋 建の附 属建築 物等を 除く。 | 180m | 2m 4m ただし、3・1・3都 市計画道路東二番丁 線との境界線から 4mとする部分にお ける建築物のうち、 建築物の柱及び高さ が8m以上の建築物 の部分については、 適用しない。 | |

| | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|------------|---|--------|-------|------|-------------------------|-----|------|--|
| 都市再生 特別地区 (国分町 三丁目一 番地区) | 約 0.5ha | — | 100/10 | 50/10 | 8/10 | 1,000 m ² | 60m | 1.5m | ただし、建築物の 高さが31mを超える 部分については、3・ 1・4都市計画道路定 禅寺通櫓丁線との境 界線からの距離は、 4m以上とする。 |
| 合 計 | 約 3.9ha | | | | | | | | |

- (※1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては1/10を、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は同条第6項第1号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。
- (※2) ただし、建築基準法第52条第1項に規定する延べ面積から、建築基準法第52条第14項第1号に規定する部分の床面積を除いた場合の容積率が120/10以下である場合に限り125/10とする。